

議案第 20 号

令和元年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について

令和元年度おいらせ町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9, 502 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 145, 738 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 2 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		28,524	70	28,594
	1 使用料	28,510	70	28,580
5 繰入金		66,482	△3,572	62,910
	1 一般会計繰入金	66,482	△3,572	62,910
8 町債		56,600	△6,000	50,600
	1 町債	56,600	△6,000	50,600
歳入	合計	155,240	△9,502	145,738

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		36,635	△3,359	33,276
	1 総務管理費	36,635	△3,359	33,276
2 事業費		41,592	△6,143	35,449
	1 建設事業費	41,592	△6,143	35,449
歳 出	合 計	155,240	△9,502	145,738

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業債	千円 38,100	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 32,100	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。